

財団法人三鷹市芸術文化振興財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人三鷹市芸術文化振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都三鷹市上連雀六丁目12番14号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民に優れた芸術文化の提供と市民の自主的な芸術文化活動の奨励・援助を行い、もって、芸術文化の振興と『文化の薫り高い三鷹』にふさわしい地域文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 芸術文化の振興に資する事業の企画及び実施
- (2) 市民の自主的な芸術文化活動の奨励・援助
- (3) 市内及び市外の芸術文化事業に関する情報収集及び提供
- (4) 市の委託を受けて行う芸術文化事業
- (5) 市の文化施設の管理運営
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 補助金及び寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は、運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始前に、東京都教育委員会に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計画書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けて、毎会計年度終了後3箇月以内に東京都教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に余剰金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるもののほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上10人以内(うち、理事長1人及び常務理事1人とする)

(2) 監事 2人

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は評議員会で選任し、理事は互選で理事長及び常務理事を定める。

2 理事の選任に当たっては、理事の1人とその親族、その他特殊の関係にある者が理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 監事は、この法人の理事（理事とその親族の関係にある者を含む。）及び職員以外のうちから評議員会において選任する。

4 監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（理事の職務）

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

（監事の職務）

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は東京都教育委員会に報告すること。

（役員任期）

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

（役員解任）

第20条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事及び評議員の現在数の各々の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員報酬）

第21条 役員には、その職に就任することのみに基づいては、報酬は支給しない。

2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

（評議員の選出）

第22条 この法人には、10人以上15人以内で理事現在数よりも1人以上多い数の評議員を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 評議員の選出に当たっては、評議員の1人とその親族、その他特殊の関係にある者が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 評議員は、役員と相互に兼ねることはできない。
- 5 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から、30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して会議の5日前までに到着するように文書をもって通知しなければならない。
- 3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員(理事)を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第27条 次に掲げる事項について、理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるもののほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

- 2 第25条第1項及び第2項並びに第26条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、第25条第1項及び第2項並びに第26条の規定中「理事会」及び「理事」とあ

るのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2人以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けなければ変更できない。

(解散)

第30条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第31条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する公益法人又は地方公共団体に寄附するものとする。

第7章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第32条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及び職員の履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他、必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類及び同項第6号の書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

第33条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、東京都教育委員会の許可のあった日（平成7年3月31日）から施行する。
- 2 この法人設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。
- 3 この法人設立当初の理事及び監事は、第16条の規定にかかわらず、別表役員名簿のとおりとし、その任期は、第19条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成9年3月31日までとする。
- 4 この法人設立当初の評議員は、第22条第2項の規定にかかわらず、別表評議員名簿のとおりとし、その任期は、第22条第5項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成9年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条、第27条第1号の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

附 則（平成7年10月17日 議案第14号）

この寄附行為は、東京都教育委員会の許可のあった日（平成7年11月6日）から施行する。

附 則（平成18年3月30日 議案第11号）

この寄附行為は、東京都教育委員会の認可のあった日（平成18年6月15日）から施行する。